

## 第6回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和3年10月19日 火曜日 午後1時30分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 知事許可漁業の更新について（固定式刺し網漁業（たら））
  - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
  - ii 許可等の取扱方針の制定について
- ② 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について
- ③ 三国及び橋立地区のズワイガニ操業に係る話合いの結果について
- ④ アカイカの漁模様について
- ⑤ 9月の許認可実績について
- ⑥ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年10月12日

### 3. 出席者

出席委員（13名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	中村 浩二	〃	五十嵐誠一
〃	太田 均	〃	角屋 敏彦
〃	川島 和彦	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		

欠席委員 小川 英樹、笹波 守勝

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、小柳専門員、須沼専門員  
水産総合センター 武澤主任技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 知事許可漁業の更新について（固定式刺し網漁業（たら））

①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）

②許可等の取扱方針の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。

（資料2参照）

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について

事務局から報告を受けた。

（資料3参照）

- (3) 三国及び橋立地区のズワイガニ操業に係る話合いの結果について  
水産課から報告を受けた。 (資料4参照)
- (4) アカイカの漁模様について  
水産総合センターから説明を受けた。 (資料5参照)
- (5) 9月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。 (資料6参照)
- (6) その他

6. 委員会終了時間 午後2時40分

第6回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたが、委員会を始める前に、中谷英明元会長が9月28日にご逝去されましたことを報告いたします。  
故中谷元会長におかれましては、海区漁業調整委員会の委員を10年間就任されまして、平成28年8月30日から平成30年8月16日までの2年間は会長として、県全体の漁業調整にご尽力をいただきました。  
なお、海区漁業調整委員会としては、親睦会の規約に基づき弔電を打たせていただきました。また、稲村会長は葬儀に参列されております。  
それでは、ただ今から第6回石川海区漁業調整委員会を開催します。なお、本日は、小川委員、笹波委員から欠席の連絡を受けております。  
それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆様、ご苦勞様です。  
故中谷元会長につきましては、先に事務局より報告があったとおりでございます。  
なお、故人は石川県漁業協同組合の代表理事副組合長として、また、石川県信用漁業協同組合連合会の代表理事会長としても水産業界でご尽力されました。  
また、石川海区漁業調整委員会の会長も2年間務められまして、特に第14次海面漁業権免許切替えには、大変なご尽力を賜りました。  
我々としましては、穏やかな姿勢で漁業調整に当たられました故人の思いを胸に、委員会の運営をしていきたいと思っております。  
ご冥福をお祈りいたします。  
それでは、本日の委員会を始めます。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございました。  
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。  
最初に次第、次に資料-1「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料-2「固定式刺し網漁業（たら刺し網漁業）の許可等の取扱方針」、参考-1「遊休許可制度の漁業法改正への対応について」、資料-3「令和3年度 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について」、資料-4「第17回三国・橋立地区操業調整協議会結果概要」、資料-5「アカイカの漁模様について」、資料-6「9月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。  
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。  
それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | それでは、議事を進めます。

まず、本日の議事録署名人を杉野委員と中委員にお願いします。  
[ 両委員 了承 ]

稲 村 会 長

それでは、議題1の「知事許可漁業の更新（固定式刺し網漁業（たら）」について、①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

なお、前回の9月22日の委員会で中村明子委員から質問のありました「遊休許可の対応」についても、補足説明をお願いします。

大 内 局 次 長

事務局より先に1ページの資料1の諮問文を読み上げます。

[ 諮問文の朗読 ]

内容については、水産課より説明をお願いします。

小 柳 専 門 員

水産課の小柳です。

「知事許可漁業の更新について（固定式刺し網（たら）」を説明します。これまで当委員会に他の許可で何度も審議いただいている許可の更新の手続きに関するものです。

資料は、2ページには制限措置の公示内容等、3ページから7ページには許可等の取扱方針、8ページから9ページには遊休許可制度の漁業法改正への対応となっています。

まずは、たら刺し網の許可の更新にかかるご説明をする前に、先月の当委員会で、許可の更新にかかる制限措置を公示する表中の件数が何を表しているという質問がございまして、次回回答することになっておりました。今回のたら刺し網許可の更新でいえば2ページの表中のグレー色の件数になり、その件数及びその件数に関係する遊休制度について、4月に新任いただいた委員の皆様にはご説明していないこともあり、今回、ご説明させていただきます。

最初に遊休許可制度について説明しますので、8ページの参考1の「遊休許可制度の漁業法改正への対応について」をご覧ください。これは本年1月に開催された当委員会での資料です。

平成18年度から運用しております遊休許可制度についてですが、簡単に言いますと許可枠の管理方法として、漁業者が受給した許可については、長く操業していない遊休許可となっても、いったん廃止するとその許可を新規で受けることは困難なために、そのような遊休許可については、県と漁協支所が遊休許可枠として管理し、新規許可や承継をしやすい運用していました。

しかしながら、昨年12月の漁業法の改正により、それ以前までは、遊休許可制度における新規許可は、申請があれば即時に発給していましたが、漁業法の改正以降は当委員会への諮問が必要となり、新規許可の発給までには時間がかかるという課題が出てきました。

このことを、当委員会でご説明したところ、漁業者が不便になるので、漁業法の改正後も、引き続き遊休許可からの新規許可については、即時に発給できるようにして欲しいとのご意見もあったことから、県漁協支所にも聞き取り調査とご意見を伺いながら、対応を検討しました。

その対応についてご説明しますので、資料9ページをご覧ください。図のほうに現行と漁業法改正後の取扱いの比較がありますが、右側の漁業法改正後の遊休許可について、①と②の2つに区分することにしました。

まず区分の1つとして①にありますとおり、漁船を持って現在操業している漁業者を対象とした場合です。この場合は、急に対象魚種が回遊等してきた場合には即時に遊休許可からの新規許可とする必要が想定されますので、当委員会に事前にご了解を得て、即時に新規許可が発給できることとしました。これがいわゆる遊休許可の名簿管理です。

一方、もう一つの区分の②は、漁具や漁船を持っていない等これから対象の許可漁業を始めようとする者等を対象としまして、操業までに時間がかかるような場合は、改正漁業法後の手続きどおり、当委員会に諮ったうえで遊休許可から新規許可を行うこととしました。これがいわゆる枠数管理です。

以上について再確認しますと、遊休許可からの新規許可については、名簿管理と枠管理からの2つの区分があり名簿管理では、漁船を持って操業している漁業者に対しては、当委員会に諮らずに即時に遊休許可から新規許可を発給し、一方、枠数管理では、これから漁船や漁具を準備する漁業者に対して、改正漁業法どおりに当委員会に諮ってから、遊休許可から新規許可を発給することとなります。

このことを踏まえて、今回の固定式刺し網漁業（たら刺し網漁業）の更新にかかる制限措置の表を見ていただきまして、先月当委員会に質問のあった件数を説明します。資料2ページをご覧ください。

左から3列目のグレー色の枠で示されている「許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）」の中にある件数について、上段及び下段の（）の2段で示されていますが、下段の（）の数字が今ほど説明した名簿管理の数、上段の数字は、今回申請を受けて実際に許可証を発給する上限数と名簿管理の数を合わせた件数となり、この件数が当委員会に諮らなくても県のほうで発給できる許可数の上限になります。

具体的には、表の上から3段目のすず支所ほかの件数を見ていただきますと、下段の( )のなかの15が名簿管理の件数、上段の36が今回申請を受けて実際に許可する件数と名簿管理の合計となりますので、36から15をひいた21件が今回申請を受けて許可証を発給する上限の件数となります。

なお、名簿管理から申請があれば随時、新規許可を発給することとなりますが、例えばその数が2件の場合は、上段の合計数は変わりませんが( )の名簿管理の数がマイナスとなり、15から2をひいた13となります。

次に右から2列目のグレーの枠の「遊休許可の枠数管理の数」ですが、この数字は今ほど説明した枠数管理の数で、当委員会で諮って許可できる上限の数字になります。例えば表の上から3段目では15件となっています。なお、例えば15件のうち、当委員会に諮って3件許可することとなれば、右から2列目の数字は12件、左から2列目の上段の数字が36件から39件に増加することになります。

それではこのことを踏まえて今回のたら刺し網の許可の更新に関する説明をします。

まず、2ページ目の制限措置の公示内容をご覧ください。毎回同様のことを言いますが、漁業法が改正され、申請前に、内容や、許可をする数、漁業を営む者の資格等をホームページで公表し、それをもって申請するという形になっております。

これらの制限措置については昨年12月1日付けで、いったん公示はしておりますが、資料のグレーに塗ってある、許可をすべき数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠の数については、今回のような許可の更新時に変更がある場合、当委員会で随時、審議していただくこととなります。

今回は、地区ごとの許可の数、遊休許可の数を2ページ目から3ページ目までに記載しております。このうち、上から2番目の輪島市を対象としたものについては、白抜きとなっておりますが、輪島だけは許可の更新期間が来年であるため、その時に改めてご審議いただきます。

併せて、資料2については、許可の取扱方針になっています。内容は従来の取扱方針と変わっていませんが、改正漁業法の扱いに準じて、少し書き方を変えており、4ページから5ページにございますとおり制限措置の表、6ページから7ページには条件という形で載せております。

なお、制限措置については2ページにある公示の内容と同じとなっております。

以上、ご審議の程、お願いします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

福 嶋 局 長

すみません。少し補足説明をします。

1回1回海区の委員会に諮問せずにと説明しましたが、2ページの表を見ていただきたいのですが、左から3番目に今回更新で許可を出す数というのは()の上に書いております。

これは全体の数なので、今回、発給せずに本人から操業したい意志があれば、直ぐに出せるように処理をしておきたいので、今日、ここで()書きの数字を認めていただきたいということで、本人から申請があった時には、1回1回審議をいただかずに、許可を出すというふうにご理解いただきたいと思えます。

右から2番目の数字は、今回、直接申請をいただかないもので、個々に該当する数字の方から、許可がほしいということがあれば、その時々海区にかけて、新しく枠数を管理していた方から、1件申請で許可をいただきたいということなので、この表の改正をお諮りして、改めて許可として発給したいというようなかけかたをさせていただきますので、今回、この表で確認いただくことは、実際に許可の更新するうち一部は許可証を発給せずに、遊休許可として、管理するものは()で書かれています。

また、後々、地区から出てきて新規ですと言われたものについては、数の範囲内でその都度、こういう申請がありましたら海区にお諮りをして許可にする数に入れさせて発給したいと思います。そういった形で処理をさせていただきたいというのが、遊休許可の審議をさせていただいた時に、確認させていただいたものです。

少しでも漁業者から希望が出た時に素早く漁の対応ができる人、当面はやる予定がない方については、1月単位で希望が出た時に海区委員会が終わるまで待っていただいて許可を発給する方と2段階に分けて処理をさせていただきたいということ、当委員会でご了解をいただいた上でルールとさせていただきたいというのが1月の委員会でお諮りしたルールでございます。

稲 村 会 長

はい、質問があれば。

橋 本 委 員

質問をしますが、①と②の明確な違いについて、①は他の漁業をやっている方がその許可の種類をやりたい場合にのみOKということですか。

②は、どういう場合になりますか。

福 嶋 局 長

やりたいと言われた時に、直ぐにできる名簿に入っていないので、海区にお諮りしてという方になります。

橋 本 委 員

どういふ方ですか。①の人と②の人の違いというのは。

五 十 嵐 委 員

②は、船をこれから準備する人とか。直接操業していない人ではないのですか。

福 嶋 局 長

直ぐにはできない人です。

- 橋本委員 船がないとか、操業していない人が、漁業協同組合の組合員になっているということはないでしょう。  
その区別がよくわかりません。②の人は、直ぐに漁業者にはなれないと思いますが。
- 福嶋局長 人というよりは、将来、誰かやりたい方が出てきた時に、許可をしていただきたいということで、今直ぐに操業する方がいないということで管理しています。
- 沢田課長補佐 船を代わりに持ってくるとか、代船するとか、そういう時に、その船に許可を付けるとか、そういう場合に時間がかかるので、そういう時には、正規の手続きでやりましょうというようなことです。全く新しい人もいますし。
- 橋本委員 新しい人が漁業をやるとするのは、正直言ってハードルが高いのですよね。全く漁業の経験のない人が「漁業をやりましょう」と言って「ハイハイ」というそんな制度になっていませんよね。  
②の人が、どんな人が該当するのか非常に分かりにくい。①の人はわかりますが、船を持って漁業をしている方で、やりたい時に申請を上げてというのはわかりました。  
②の場合どういう人を想定しているのか、枠数があって1ヶ月単位で審議をしていくということはわかりましたけど。
- 福嶋局長 ②の方が、該当する方があまりいないけれども、支所として許可ができる枠として、残しておきたいという希望があったということです。  
今は、このたら刺し網をしていないけれども、誰々さんの息子さんが刺し網で「たら」をやりたいと言うかもしれないから、枠として残しておいてほしいという場合に「枠として残しておきましょう」という、誰々さんのものというイメージではなくて、枠として残して、息子さんが「たら」されたいと言った場合には、海区に懸けて、1件新規に許可を出していきますということです。  
①の方は人が決まっていて、今は魚がいないから更新せずに魚が来た時に申請するというふうに具体的に人とリンクが強いものとなります。②は、支所として管理をして、新たにやりたいという方が出てきた時に、自分の支所では何件までは受け入れができて、新規で許可が出せるということを理解してもらうために、なにがしかの数字を持って根拠を残してほしいというのが支所からの希望でしたので、こういう形で許可を検討できる数として残しておくということです。  
全くの新規ではないということです。  
これが元々あったのは、過去に許可が大量に出ていた時期がありましたので、廃業されて減った時期もあるのですが、その中でももしかすると、やりたい人が出てきた時に、丸々新規でほしいといった場合に、なかなか新規がもらえないのではないかとという懸念が各支所から声のでたんです。



その時に、実際に申請する人はいないのだけど、数で管理をしましょうということで始まったのが、枠の管理ということです。

稲村会長 漁業者であっても、その船が今はなくて、現実にはやれないけれども、こっちをやりたいという方も出てくると思います。

福嶋局長 そういう方もいますし、子供が大きくなってから、自分の跡を継いでやるという方も、この許可の数だけは残しておいてほしいという方がいれば、数を管理して残しておいて、新しく出てきた方がやりたいという時には、その枠を使って海区に諮って許可を出しましょうという2段階の形でやりたいということでした。

坂下委員 今までとできるだけ同じ運用ができるようにしたんですね。

福嶋局長 そうです。今までと全く同じような扱いをしたかったのですが、法律が変わってしまって、直ぐに出すということではできなくなったのです。( )書きの部分が、別の考え方でできなかったものですから、枠管理をして、今までは水産課で申請書に基づいて出していたのですが、数を設定しておかないと、新しい許可証を出せないということなので、( )書きでご了解をいただいております。水産課の所管の中で、直ぐに手続きをしてあげられる方を予め決めておこうということで、ご了解いただいております。法律が変わったことの対処方法ということです。

現場からあがってくる方法は、ほとんど変わらないと思います。お願いすれば、出してくれる数はこれだけということで、理解できていますから。

中村明子委員 そうしますと、申請があがってきた時に、直ぐにもらえるのか審議しないといけないものかは、客観的に公平的にできるやり方と理解できるのですね。

福嶋局長 現実的には、漁業者の方々をわかっておられます支所のご希望を聞いて、どちらで残しますかということを整理しております。

支所によって、許可の考え方も少し異なっていたりしますし、取り扱いのルールなども違ったりしますので、うちの支所だと、これだけの数なら全部一月後でも良いというところもありますし、うちは代わる代わるやっている支所だから、魚が来たら直ぐにもらわないといけないという支所だと、残しておいてほしいということで( )書きで示してほしいという場合もあります。

そこについては、方針毎に「これでよいですか」という確認は水産課で支所との間でやり合っており、この人は( )書きの対象で、この人の分は、将来できて来たらという確認を支所と取っています。

稲村会長 他には、ございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

これ以上なければ、知事から諮問の、①の制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

また、②の許可等の取扱方針の制定については、固定式刺し網漁業（たら）を案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

次に、議題2の「全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果」について、事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

10ページの資料-3-1をご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会（事務局、静岡県）による中央省庁に対する要望活動結果について説明します。

提案書は、7月12日付けで国土交通省（海事局）、海上保安庁（警備救難部）、外務省（アジア大洋州局、欧州局）、水産庁（資源管理部）、衆参農水委員長へ送付しております。

令和2年度に石川海区から要望しました内容は、四角枠内に記載しておりますとおり、1クロマグロの資源管理についてと2外国漁船問題等についての2つです。

1のクロマグロの資源管理についての回答は、18～20ページに、2の2外国漁船問題等についての回答は36ページに記載されております。

11ページ以降の資料-3-2は、項目毎に結果が記載されておまして、両面コピーとしております。

なお、結果につきましては、11ページのI海区漁業調整委員会制度から40ページのVI海洋性レジャーとの調整等についてまで、6項目と多岐にわたりますので、本県の要望を含めまして、関係省庁が今年度より新たに取組んでいる内容を主体に報告します。報告するところには、下線を引いております。

それでは、I海区漁業調整委員会制度については、例年どおりの対応となっておりますので割愛します。II沿岸漁場の秩序維持について、15ページの2「密漁もの」の流通防止について（下線部）は、水産庁からの回答として、沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、昨年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど罰則を大幅に強化したところである。

また、昨年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（水産流通適正化法）が成立・公布され、2年以内に施行（令和4年12月施行予定）されることとなったところという内容です。

次に、Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理について、19ページの2定置網等における管理手法の確立及び支援措置①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法については、水産庁からの回答として、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。

また、20ページの③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等については、水産庁からの回答として、

漁業収入安定対策の法制化については、改正漁業法の附則に基づき、漁業災害補償制度の在り方を含めて見直しを行う中で検討を進めていくとともに、令和4年度予算要求においても本事業の実施に必要な予算を要求していく考え。

さらに、21ページの3遊漁者等の操業自粛措置については、8月17日の海区委員会で勝木委員に出席していただいた広域漁業調整委員会について報告をしましたが、水産庁からの回答として、遊漁によるクロマグロの採捕に歯止めがかからず資源管理の枠組みに支障を来すことを防止するため、令和3年7～8月に開催された各広域漁業調整委員会において、広域漁業調整委員会会長が公示した期間中は、遊漁者による30kg以上のクロマグロの大型魚の採捕を禁止する旨の指示が発出され、8月21日から翌年5月31日までクロマグロの採捕が禁止されたところであるという内容です。

次に、Ⅳ沿岸資源の適正な利用については、例年どおりの対応となっておりますので割愛します。Ⅴ外国漁船問題等については、36ページの3外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保については、水産庁からの回答として、本年度は新たに2隻（1隻は2,000トン級を増隻、1隻は499トンから900トン級に大型化して更新）の大型漁業取締官船を就航させ、取締活動に従事させることとしている。

また、平成29年度から令和3年度までの4か年で取締船の海事職を56名、漁業監督官を13名増員したところであるという内容です。

最後の、Ⅵ海洋性レジャーとの調整等については、例年どおりの対応となっておりますので割愛します。

以上で、簡単ではございますが、中央省庁に対する提案行動結果についての報告を終わります。

稲 村 会 長	ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。
橋 本 委 員	<p>資料15ページの「密漁もの」の流通防止についてですが、これは、昨年12月の漁業法の改正によって、処罰が厳罰化されたということですね。</p> <p>実際には密漁する人が絶えないわけですが、これも法律が改正されたことに対して、やっぱり告知すべき、悪いことをする人に知らしめるべきだと思いますが、この改正後、具体的な活動をされたことはあるのですか。</p> <p>前から、看板とかには書いてあるのですが、これが厳しくなったら厳しくなると、皆様に知らしめなければ値がないですね。知らない、今までどおりに採られてもいけないわけですから、そういうことに対して具体的に活動を何かやられているのかお聞きしたいと思います。</p>
武 田 次 長 兼 水 産 課 長	<p>この法律改正に伴いまして、罰則が強化されたわけですが、国の方ではポスター等を使って、ネットも活用していますけれども普及を図っております。例えば県庁にもいくらかは張ってあるのですが。</p> <p>そういう広報発動はしていますが、まだまだであるということであれば、もう少ししっかりとやっていかなければならないと思っております。</p>
橋 本 委 員	<p>具体的に、海上保安部で検挙していただいた方で、各支所で告発の手続きを県漁協でやっていますが、それでもあんまり減らないわけですから、看板、うちらも看板を沢山立てていますけれども、そういうことにも、こういうことを明記した看板を再度作っていただくとか、折角、罰則が強化になったのですから、そういうことを宣言できるような処置というのを県の方でも、ご検討いただいた方がいいのかなと。</p> <p>失礼ですけど、県庁にポスターが張ってあっても誰も知りませんから、それでは、あんまり告知にはならないんで、密漁を防止するためには、何らかの措置を、どんな措置が効果的なのかは検討しなくてはならないのですが、そういうことをご検討していただければと思います。</p>
武 田 次 長 兼 水 産 課 長	<p>確かにおっしゃる通りで、意外と密漁で多いのは遊びでバーベキューをしていた人達が、つい採ってしまうという、つまり、水産部局では想定しなかった人が密漁をしてしまうということもありますので、今、言われました橋本委員の意見を参考にして、周知についてもしっかりと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
稲 村 会 長	よろしいですか。他にはございませんか。
坂 下 委 員	資料では、ナマコ、アワビとしか書いていないけれど、サザエの場合は、どうなのですか。今までどおりなのですか。

沢田課長補佐	罰則の方も、漁業権侵害の場合は改正になりまして、罰金20万円から100万円になっております。 ですから、サザエもそのようになります。
須沼専門員	資料の16ページに参考で、漁業権侵害の罪は、罰金20万円が罰金100万円と書かれています。
坂下委員	代わったんですね。
沢田課長補佐	罰金の3,000万円というのは、西の方で、暴力団等が資金にするというので、そういうものについては、罰金を上げるということで、アワビとナマコとシラスウナギの3種につきましては、3,000万円の罰金ということになっておりまして、他の魚種については、今程、説明しました20万円から100万円になったということです。
武田次長兼 水産課長	罰金の上限が、3,000万円なり100万円になったということで、実際に、金額がどうなるのかは裁判で決まるということになります。
橋本委員	言い方によりますが、懲役3年又は罰金3,000万円になりましたよということを告示すること自体に、やっぱり抑止力というか、大変な罪になるのだよということが分かるようにすることで効果があると思います。 そこで、どう表現するのは、わざわざサザエ100万円と書かなくても、そういうことがあるのだよということを告知して、厳しくなったということはわかりますし、だいたいサザエを採りに行く時にはアワビも採りに行きますから、それで採れると売りにいくもんですから、そういう人に対する警鐘というのにはなるのかなと思います。
太田委員	実際、罰金を取られた人で、知らなかったという人が多いですよね。 能登の方でも、観光に来たついでに、サザエを採ったりということもあるので、罰金が強化されたというのは一般の人は知りませんから、小木支所内の地区では回覧板等で回してはいますが、まだまだ、周知徹底する必要があると思います。
武田次長兼 水産課長	昨年の例なのですが、ベトナム人の技能実習生によるワカメの密漁がありまして、結構多かったのですが、ベトナム人でも読めるように英語とかの言語を使って、チラシを配ったら、今年はそういう声が聞こえてこないの、やはり周知というのは、大事だなと思いますので、そういう経験も踏まえて対応したいと思います。
坂下委員	漁業権の侵害となれば、ワカメもエゴもみんな含まれるということですね。

福 嶋 局 長	漁業権魚種となっているものは、全て含まれます。
太 田 委 員	余談なのですが、観光に来て砂浜を歩いていて、ワカメが流れていて、それを拾ってスーパーの袋にいった場合は、どうなるのですかと質問をされたことがあります。
坂 下 委 員	漁業権侵害になるのではないか。
武 田 次 長 兼 水 産 課 長	基本は、漁業権が設定されている区域かどうかで判断されるのですが、なるだけ採らない方がいいという方向にもっていく方がいいと思います。
福 嶋 局 長	まず、気をつけていただきたいのは、組合員以外の方が採った場合という感覚なのですが、今回のアワビ、ナマコは、採っていけない漁業者が採った場合は、許可もない、漁業権の場所でもないところで採れば、漁業者であっても罪に問われることがあるということになりますので、そこはご理解いただきたいと思います。 特定水産動植物ということで、漁業権に基づく組合員とか、許可を受けた方がするもの以外の方は全てということになりますので。
坂 下 委 員	輪島の組合員が、石川県漁協の組合員として、加賀に行ってサザエ等を採ったという場合、どうなるのか。
福 嶋 局 長	各支所では、行使者の名簿というものを作っています。 ですから、行使者名簿に載っていないということになれば、行使はできませんねということになります。 行使者の名簿に載っていなければ駄目です。
橋 本 委 員	ですから、組合員の資格審査と併せてやりますよね。 共同漁業権で、誰が採っている者であるかということで。
福 嶋 局 長	そこは漁協の中で、全員でやるかどうかについては、区域を超えて、お互いに採りあうという入会の感覚を持たなくてはならないということになります。
坂 下 委 員	そこはわかるが、そういう場合にはどうなのかなということで聞いた。
福 嶋 委 員	輪島でも大沢とか光浦とか分かれていますと思いますが、輪島の場合には一つの漁業権になっていますから、名簿は地区毎に出ていますけれども、これは内々で分けているだけで、外からみたら採ってもいい組合員になるのですが、約束していた大沢の方が光浦で採ったら駄目というのは、内部でのルール違反ということで、法律上のルール違反にはなりません。
坂 下 委 員	そこで、採ったらどうなるのかということで聞いてみた。

福 嶋 局 長	そこは、組合員なんですと言われると、取締る方は、そうなのかと思ってしまうすけれども。
新 谷 委 員	共同漁業権の管理は昔のままです。 地域毎に決まっているとおりです。
稲 村 会 長	漁協の申し合わせで、駄目なことはわかっているんだわね。
福 嶋 局 長	例えば、すず地区は、旧の組合で分かれていますので。
新 谷 委 員	そうです。
坂 下 委 員	輪島もそうなっている。
沢 田 課 長 補 佐	先程の沿岸に上がったワカメの件なのですが、流れ藻、寄り藻と言いまして、それを漁業者が生活のために採ることもありますので、それは漁業権の対象となるので、ご注意くださいと思います。
福 嶋 局 長	そこは、あくまでも親告なので、うちは寄ってきたものは問わないということになれば、受忍しますということになります。 我々は、寄ったものも使うのだから侵害だということになればそういうことになります。
新 谷 委 員	すず地区は一部、多めにみるところとそうでないところとがあります。
福 嶋 局 長	だから、そこは地区によって、受忍の程度が違うということがあるということだと思います。
新 谷 委 員	それと、親父が組合員だから家族が採ってもいいような感覚がずっとあったのですが、最近、罰則も厳しくなった中でいくら親父か組合員であっても、子供が採ったりすることも駄目だということを周知しています。
坂 下 委 員	輪島の場合は大丈夫です。同族家族は認めています。 地区ではそういうことにしている。
稲 村 会 長	そこは、各地区によって違うということなんですね。 うちの方は、専従者というか、手伝っているのですということ で名簿で指定をさせています。 例えば、兄が地区に住んでいて漁をしている場合、弟が隣にいて組合員ではないのだけれども、いつもきて手伝いをしている。 その場合は、専従者として登録しておくように言っている。 そのものが勝手に船を出して採りにいくのは駄目なのだけれども、兄の手伝いに来ている専従者なのだという登録をさせています。

新 谷 委 員 支所の管理で、合意を得ているということですね。

太 田 委 員 小木もそうです。手伝いならいいというふうにしています。

稲 村 会 長 それは、地区によって違いますから。

橋 本 委 員 各支所で、いろいろと取り扱いをしているということなので、それはそれでいいのではないですか。

稲 村 会 長 その他、この件ではないですね。

[意見等無し]

稲 村 会 長 なければ、議題3の「三国及び橋立地区のズワイガニ操業に係る話合いの結果」について、水産課より説明をお願いします。

沢 田 課 長 補 佐 水産課の沢田です。  
それでは、議題3の「三国及び橋立地区のズワイガニ操業に係る話合いの結果」について説明させていただきます。  
資料は、47ページの資料4になります。

この話合いにつきましては、三国地区と橋立地区の底曳網の漁業者が集まって、11月6日に解禁となるズワイガニ漁の加賀沖での操業を主体に話合いが行われているものです。

去る10月9日に県漁協の加賀支所の会議室で話合いがございましたので、その結果について報告します。

話合いについては、今回で17回目ということになりまして、橋立地区漁業者10名、三国地区漁業者6名、加賀支所職員1名、三国底曳網組合職員1名、福井県水産課2名、石川県水産課3名ということで出席しております。

話合いの内容については、資料の中ほどに四角で囲ってあるところに記載してありますとおり、

(1) 加賀沖ではミズガニを採捕しない。また、加賀沖で橋立地区が操業していない場合には、三国地区は操業しないようなどについて配慮することなど、橋立地区から三国地区に、昨年引き続きまして、お願いということをしておりまして、三国地区に了解されております。

また、解禁日に向けた出港時間は、夜の10時以降とすること、また、解禁日の翌日は、橋立地区では休漁するというので、三国地区は加賀沖では操業しないということが確認されました。

以上、このように橋立地区から三国地区へのお願いにつきまして、ここ数年はスムーズに了解していただけているということになっておりまして、お互い非常に良好な関係を築いているところでございます。



話合いの最後には、今後も引き続き、基本的には年1回、ズワイガニの漁期前にこの話合いを実施することを確認して会議を終了ということになっております。説明は、以上です。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。  
橋本委員、補足説明はいいですか。

橋本委員

一応、今年、石川県の底曳網漁業の連合会ができて、そこできるとにかく2日目の7日の日は、県下、底曳網を休漁しようということになったのです。

橋立の方は、その休漁の時に、三国の船に来られたらどうにもならないもので、休む時は、特に2日目というのは大事なものですから、三国に申入れをして、三国は石川県から出て行っていただくということで、ご了解をいただいております。

必ずしも良好かという微妙なところはあるのですが、このところは、ある程度、こちらの言い分を譲歩していただいているという、ただ、これを譲歩していただくまでには、数年、いろんな手を使いまして、ここまできたというのが実情です。

ミズガニを獲らないということで、資源管理面でもプラスに働いていますので、本来、三国の人達も獲らない方がいいのですが、三国の方では相変わらず獲っています。

そんなところですよ。

新谷委員

福井の船はAISをみんな付けていますか。

橋本委員

三国も越前町も、だいたい付いています。

2日目には、県にお願いをして、帰る時には県境付近で取締船に監視していただいています。

新谷委員

スイッチを必ず入れておけと言っておかなければいけない。

橋本委員

切れても、石川県の県境付近には、県の取締船がいて、ちゃんと出ていくのを確認していますし、AISでも確認しています。一応、今のところは、守っていただいているもので、2日目は橋立の方も一緒に、歩調を合わせて休漁ということで決まっております。

稲村会長

はい。では、次にいってよろしいでしょうか。

[意見等無し]

稲村会長

では次に、議題4の「アカイカの漁模様」について水産総合センターより説明をお願いします。

武澤主任技師

水産総合センターの武澤です。  
それでは、アカイカの漁模様について説明いたします。  
まず、アカイカの基本的な事項についてです。

石川県で漁獲されるアカイカは地方名で、分類上はケンサキイカに該当します。図1のとおり、青森以南から東アジアの暖海域に広く分布し、主にいか釣り漁業や定置網漁業で漁獲されます。

日本における主な漁場は九州沿岸域で、大部分が長崎県で漁獲されます。

特徴としては、スルメイカと比べるとより沿岸寄りの海域で漁獲される特徴があります。また、ふ化や来遊時期などによって変形し、次のページの図2のとおりスルメイカのような細長い体型だけでなく、やや小太り体型の個体も発生します。なお、単年生で、1年で成長・成熟し、産卵後に死亡します。

次に、県内での漁獲推移についてです。

県内では定置網、釣り、底びき網などで漁獲され、甘みが強く美味であることから、スルメイカよりも高価格で取引されています。

図3のとおり、今年の県内の9月末までの水揚量は90トンで前年および過去5年平均の年間の合計水揚量を上回りました。

また、次のページの図4のとおり、水揚金額は1億円で、前年および過去5年平均を上回りました。また、1キロ当たり単価については1,116円で、前年および過去5年平均をやや下回りました。

次に、県内での月別水揚量についてです。図5のとおり、月別の水揚量については以下のとおりです。過去10年平均では7月以降が主な漁期ですが、今年や前年はより早期に漁期を迎えています。

次に、今年の水揚げが好調であった要因についてです。

前述の通り、今年の県内の9月末までの水揚量は前年および過去5年平均を上回りました。その要因としては、図6のとおり、今年の本県沿岸の夏の海面水温が平年より3℃程度高かったため暖海性でかつ夏にかけて表層に移動し回遊するアカイカが本県沿岸に来遊しやすかったことが考えられます。

次に、日本海側における他県の水揚状況についてです。

他県の水揚状況を確認しますと、図7のとおり、鳥取県は7月末時点、福井県は8月末時点で前年を上回って推移しています。

また、島根県の今年1～4月の水揚量は277トンで、前年の6.3倍、過去10年間平均の4.6倍となりました。

このことから、今年は日本海沿岸に来遊しやすい状況であることが分かります。

最後になりますが、アカイカはスルメイカと異なり、一般的に透明感のあるものが市場では価格が良いと言われております。透明感のあるアカイカとして出荷するには、氷や真水に直接接触ないようにして冷やしすぎないようにすることが肝要です。

なお、鳥取県では、鉗子を使ってアカイカの墨袋を抜く技術を開発し「墨なし白イカ」に「白輝姫（しらきひめ）」の愛称をつけて、ブランド化に向けて取り組んでいる例もあります。

以上で、アカイカの漁模様についての説明を終わります。

稲村会長

ただいま水産総合センターより説明がありましたが、何か質問はございませんか。

五十嵐委員

資料にもございましたように、アカイカというのは単価が高いので、石川県の外浦海域では非常に重要な資源だというふうに理解しております。

ただ、残念なことに分布の端っこになるので、漁獲量がそんなに多くないのですが、時には、今年のように少し多くみられることもあるということで、アカイカの来遊に関しては、漁業者の関心も高いと思います。

先程、今年は夏の高水温の影響によってアカイカが沿岸に来遊しやすいという見解がありましたが、これにもう一つ、対馬暖流に特徴的はことがあったのでしょうか。

対馬暖流の流れが強かったとか、流れ方が岸寄りだったとか、そういうことがあれば教えていただきたいと思います。

武澤主任技師

対馬暖流の流れについては、調べておりません。

また、後で調べてみたいと思います。

五十嵐委員

よろしく申し上げます。

稲村会長

他になれば、私から1点お聞きします。

アカイカが少ない年でも、秋にブドウイカがかなり来た年がありますが、最近、ブドウイカというものが沿岸に寄らないような気がします。今、夏の水温が高くてアカイカが沿岸に寄ったということをおっしゃいましたが、ブドウイカは水温にあまり左右されないのかどうか。

近年は、秋にあまり来ないような気がします。その辺はどんなもんですか。

福嶋局長

昔、皆さんが秋にシロイカとして獲っていたものですか。

新谷委員

私は、よくわからないけれど、底曳網に入るマツイカというのは、このイカの子供か。

五十嵐委員

マツイカは、ヤリイカだと思います。

新谷委員

ヤリイカのことか。あれも10何年か前に珠洲から小木の近場で大量に入った時がありましたが。

本当に、いなくなってしまった。あれも、良い値段のするイカだったのだけれど。

武澤主任技師	<p>先程のブドウイカの話ですが、資料の49ページのところに、ケンサキイカの図が出ていますが、ゴトウ型とブドウ型がありまして、この下のブドウ型のものだと思います。</p> <p>センターでは、ケンサキイカとして一緒に集計しております。</p> <p>この件については、先程申し上げましたとおり、表面水温が高かったことで、石川県にも来遊しやすかったということです。</p>
福嶋局長	<p>武澤さん、センターの漁獲上の集計が、区分されていないので一緒に集計されているということですよね。</p> <p>アカイカとブドウイカと区分されていないので、漁獲上も区別がつかないということですね。</p>
武澤主任技師	<p>そういうことです。</p>
福嶋局長	<p>そこまで、細かく銘柄をわけて取り扱われていないということですね。ということをご理解下さい。</p>
橋本委員	<p>底曳網では確かに、水揚げは少ないです。</p>
稲村会長	<p>私達が聞いているのは、産卵期が違うだけで同じものだというふうに聞いているが、同じものだったら同じように水温が変化していれば、それによって沿岸に寄ってきてもいいのではないかという気がします。</p> <p>最近、秋は、ブドウイカというものは獲れなくなったから、その辺がどうなのかなということで聞きました。</p> <p>水温が高かったから寄ってきたのであれば、ブドウイカも同じように、来てくれないのかなという期待も込めて聞いてみたんですけども。</p>
太田委員	<p>小木の中型いか釣り船は、6月に出港した時に、スルメイカが全然だめで、山口県沖で釣ったのはこのイカだと思いますが。1隻当たり80トンほど釣ってきたかな。</p>
福嶋局長	<p>川島委員、昔と比べてアカイカの獲れ方とかは違うのですか。</p>
川島委員	<p>毎年違うけれど、このブドウイカというのは、全然種類が違うと思う。水深も100m位のところで釣っているし、定置網とかで入るものではない。</p>
稲村会長	<p>いや、入っている。昔は、秋に物凄く入った。</p>
川島委員	<p>うちらの方では、入らないけれども。</p> <p>漁連の販売にならない人でも、1隻100箱程釣ってくるけど水深はやっぱり100m程ある。形もちょっと違うかな。</p>
稲村会長	<p>昔入った時には、同じものだという事は知らなかった。</p>

- 川 島 委 員 ほんと同じなんですか。色も形も違いますが。
- 稲 村 会 長 産卵時期が違うだけと、聞いたけれど。
- 福 嶋 局 長 私どもも、アカイカという許可証を出しているものですから、許可の取締り上、アカイカとシロイカとブドウイカをどう扱うのかということで、分類を調べてみたことはあるのですが。  
学者の先生が、ケンサキイカの一部だと見解されたように記憶していますが。  
昔は、分かれていたような分類もあったようなのですが、今はどちらもケンサキイカといっているものであって、そうすると、規則上はケンサキイカというのをアカイカと書いて、許可証を出しているということです。
- 稲 村 会 長 昔から、よくわからないということがあったということか。
- 福 嶋 局 長 そうなんです。  
わたしらシロイカを釣っているから許可証は関係ないだろうと。
- 橋 本 委 員 商人は、別物として買います。
- 川 島 委 員 夏は、アカイカの遊漁船が一杯来るじゃないですか。昔から、そうだった。あの遊漁船の規制というのはできなのでしょう。
- 福 嶋 局 長 はい。あれは遊漁ということになるので。
- 川 島 委 員 定置の近くに来られると困るのですが。  
今年是一杯釣れましたからね。
- 稲 村 会 長 それでは、アカイカの件についてはよろしいでしょうか。
- [意見等無し]
- 稲 村 会 長 他に無いようであれば、次に進みます。  
議題5「9月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。
- 須 沼 専 門 員 水産課の須沼です。  
それでは、9月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、52ページの資料6になります。
- [資料-6に基づき説明]
- 稲 村 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。
- [質問等無し]

稲村会長 それでは、「その他」で何かございますか。

中委員 たら刺し網の件で、今回は許可の対象になっていないのですが輪島の操業だけ11月となっているのかお聞きしたいのですが。  
1ヶ月程早いのは、何故かなと思ひまして。  
許可の出た時期が違うというのはわかるのですが、西海や他の地区は12月になっているのですが。

沢田課長補佐 たら刺し網は、輪島だけが別に設定しておりまして、輪島の許可は後から許可したということで、その時に、既存にあったものは12月のものが多かったのですが、輪島は11月からということで調整が図られまして、海区で認められまして、11月からということになりました。

中委員 なんで11月になったのですか。

沢田課長補佐 11月から輪島沖は、タラが回遊して獲れるものということです。

中委員 その頃は、西海沖も獲れるでしょう。  
その明確な理由というのは、どうなんですか。  
どういう経緯で、許可を出されたのかということを知りたいのですが。

沢田課長補佐 その時に、西海とか珠洲地区とか、他の地区へも話をして同意を得まして11月からとなっております。  
その時に、皆さんが、12月からでない駄目だということであれば12月からになったと思いますが、11月から獲れるということで、皆さんからのご了解を得て11月からになったということです。

稲村会長 よろしいですか。

中委員 はい。

稲村会長 それでは、他にございませんか。

[意見等無し]

稲村会長 事務局からございますか。

大内局次長 次回の委員会につきまして連絡します。  
今回は11月16日(火)13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。  
なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

稲 村 会 長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲 村 会 長

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---